

東近江市立コミュニティセンター貸館事務取扱要領

第1 目的

東近江市立コミュニティセンター（以下「センター」という。）の貸館について、東近江市コミュニティセンター条例（以下「条例」という。）並びに東近江市コミュニティセンター条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 利用の受付

- 1 利用希望者は利用許可申請書及び必要に応じて関係資料を提出するものとする。
- 2 利用申請書の受付時間は原則午前9時から午後5時までとする。
- 3 利用許可申請書の受付期間は原則として次のとおりとする。
 - (1) 永源寺、五個荘、愛東、湖東、能登川、蒲生コミュニティセンターのホール
 - ①催事に利用するとき
市内の団体 利用しようとする日（以下「利用日」という。）の12箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日までとする。
市外の団体 利用日の9箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日までとする。
 - ②一般的に利用するとき
利用日の3箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日までとする。
 - (2) (1)の各コミュニティセンター（旧町地区）のホール以外の施設
利用日の3箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日までとする。
なお、(1)との併用利用の受付期間は、(1)の受付方法による。
 - (3) (1)(2)以外の各コミュニティセンター（旧八日市市地区）の施設
利用日の1箇月前の日の属する月の初日から利用日の前日までとする。
 - (4) 市、市教育委員会の行政機関及び当該施設の指定管理者が利用する場合、又は市文化団体連合会が利用する場合は利用日の12箇月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。
 - (5) 各地区の地域団体が主催する事業に利用する場合は、利用日の12箇月前の日の属する月の初日から受け付けることができる。ただし、当該団体の属するセンターを利用する場合に限るものとする。
ただし、地域団体は、次の各項目に該当する団体をいう。
 - ①地域の代表者で構成する団体。
 - ②組織の規定等が定められており、役職員が決められていること。
 - ③地域及びセンターに貢献し、当該地区の活動に寄与すると認められる団体。具体的には、各地区の自治会連合会、防犯自治会、社会福祉協議会（給食ボランティアを含む。）、人権のまちづくり協議会、スポーツ協会、まちづくり協議会、青少年育成会、子ども会連合会、消防団、更生保護女性会、民生委員児童委員協議会、ボランティア団体（スクールガード等）等
 - ④その他、前3号の規定に準じ、館長が認めた団体。
 - (6) 月末から翌月にまたがる連続利用の受付は、利用受付の月の初日に一括受け付けるものと

する。

4 利用許可申請書の受付方法

利用許可申請書の受付は来館によるものとし、受付は先着順とする。

第3 施設の利用承認

- 1 条例第5条及び規則第8条に基づき利用許可申請書が提出され、条例第6条の利用の許可の制限に該当しないときは利用許可書を利用者に交付する。
- 2 利用者は、利用許可の内容を変更・追加しようとするときは、利用許可書をもって変更する。利用者は、原則として利用日の前日までに届け出なければならない。ただし、休日に無人となるセンターの貸館については平日に届けるものとする。
- 3 利用者は、利用許可を受けた施設の利用を取り消す場合は、利用許可書を返納しなければならない。

第4 事前打合わせ

- 1 ホールの利用者は、原則として利用の10日前までにセンターの職員と事前打合わせを行うものとする。
- 2 市は、打ち合わせに際し、必要に応じ関係書類等の提出を求めることができるものとする。なお、ホールの利用者は、特に入場者が多数で混雑が予想される場合は万全を期さなければならない。

第5 利用者の順守事項

物品の販売、飲食物の提供、ポスター等のちょう付について

(1) 物品の販売

物品の販売については社会教育法第23条第1項の規定により原則許可しない。

(2) 飲食を伴う利用

① 館内での飲酒は、原則認めない。

② 固定席のホール及び電動移動式の席を使用しているときのホールでの飲食は、原則認めない。

③ ①及び②にかかわらず、館長が特に認めた場合は、許可することができる。

(3) ポスター等のちょう付

ポスター等のちょう付については、規格、掲示場所、枚数等が適当と認められるものについて承認する。

第6 使用料の徴収及び減免基準等

- 1 使用料は条例第8条の規定により前納とするため、利用者は利用申し込み日又は利用日までに現金で納入するものとする。
- 2 既納の使用料は、原則として利用者側の理由では還付しないものとする。
- 3 条例第9条及び規則第9条の規定により、使用料を減免することができる場合は次のいずれかに該当するときとする。

(1) 全額免除

- ①市及び市教育委員会が、主催又は共催により利用するとき。
- ②市内保育園、幼稚園、小・中学校の園児・児童・生徒が校外学習の一環として教職員の引率のもとに利用するとき。
- ③市文化団体連合会又は地区文化協会が利用するとき。
- ④市内の社会教育関係団体、社会福祉関係団体及び地域自治に関わる公共的な団体が利用するとき。

具体的には、子ども会連合会(単位子ども会含む。)、PTA 連絡協議会 (単位 PTA 等含む。高校は除く。)、女性会、青年会、人権のまちづくり協議会、スポーツ協会 (市スポーツ協会、地区スポーツ協会)、青少年育成市民会議 (支部・育成会含む。)、国際交流協会、消費生活学習会等の社会教育関係団体。社会福祉協議会 (給食ボランティアを含む。)、民生委員児童委員協議会、更生保護女性会、日赤奉仕団、子育てサークル等の社会福祉関係団体。各地区の自治会連合会、防犯自治会、まちづくり協議会、消防団、少年補導委員会、ボランティア団体 (スクールガード等) 等の地域自治に関わる公共的な団体。

- ⑤センターの事業や管理運営に貢献・協力していると館長が認める団体が利用するとき。
- ⑥指定管理者が当該施設で市から指定された事業を実施するとき。

(2) 半額減免

- ①市又は地区文化協会の加盟団体が利用するとき。
- ②市スポーツ協会の加盟団体、地区スポーツ協会の加盟団体が利用するとき。
- ③総合型地域スポーツクラブ (コミスポ等。加盟団体含む。) として市が認めた場合。
- ④スポーツ少年団 (単位団体) が利用するとき。
- ⑤センターの登録団体が利用するとき。この場合、「登録団体」というのは、別に定める「東近江市立コミュニティセンター利用団体登録要綱」に基づき登録した登録団体をいう。具体的には、自主学习サークル等。

4 条例第8条関係別表中備考3により規定する場合の額は別表のとおりとする。

別表

| 品名 | 単位 | 金額 | 備考 |
|----------|------|------------|-----------------|
| 特殊電灯及び電力 | Kw/h | その都度、協議し決定 | 使用料が一律に決定できないため |
| プロパンガス等 | 回 | 1回当たり500円 | 調理実習室使用時 |

第7 使用料の取り扱い

- 1 使用料を徴収した場合は、鍵のかかる金庫に保管すること。
- 2 徴収した公金はおおむね1週間ごとに集約して通帳で管理し、通帳と印鑑は別々に管理すること。
- 3 使用料徴収簿を利用月ごとに作成し、毎月月末時点で市へ報告をすること。
- 4 入金については市で作成した納付書を使用し、徴収した公金をすべて入金すること。

第8 その他

1 利用責任

利用者が業務の遂行を第三者に委託又は下請けさせた場合であっても、利用上の責任は一切利用者に帰属するものとする。

2 施設利用後の原状回復

(1) 利用者は、利用終了後、施設・設備の原状回復をするものとする。

(2) 利用者は、施設・設備若しくは物品を破損又は滅失したときは、速やかに報告し必要な指示を受けなければならない。

3 その他

(1) その他施設利用にあたり必要な事項は、センターと利用者で協議するものとする。

(2) 市長は、この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

付 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。